別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

## 森林法第34条第1項の特例措置

(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第3号)関係

森林法第34条第1項の特例の適用を受けよう													
とする者の氏名又は名称													
保安林の指定の目的													
森林の所在場所					森林所有者		伐採の		伐採する立木	伐採面積及び	伐採の	森林経営	備考
市	町	大	字	地	住所	氏名又	方	法	の樹種及び年齢	伐採立木材積	期間	計画の有	
郡	村	字		番		は名称						無	
										ha(m³)			

- (注)1 指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林等ごとに、伐採年度ごとに、作成すること。
  - 2 「森林の所在場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び 地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
  - 3 「伐採の方法」欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
  - 4 「伐採する立木の樹種及び年齢」欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立 木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○~○」のように記載すること。
  - 5 「伐採面積及び伐採立木材積」欄には、皆伐による場合にあっては、伐採立木材積の記載を要しない。
  - 6 伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
  - 7 「伐採の期間」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
  - 8 「森林経営計画の有無」欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法(昭和26年法律第249号) 第34条第10項ただし書に規定する森林経営計画等の対象とする森林である場合にあっては、「有」と 記載すること。
  - 9「備考」欄には、次の事項を記載すること。
  - (1) 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる 伐採跡地の面積
  - (2) 伐採跡地について行う植栽の時期

## (添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図(添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。)
- (2) 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人

番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

- (3) 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合(法第22条の2第4項各号(第3号を除く。)に掲げる行為に係る場合を除く。)には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)
- (4) 当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)
- (5) 申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類
- (6) 申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類(森林法施行規則第59条第2項の規定により添付を省略することができる場合を除く。)
- (7) その他必要と認める書類